

個人所得に係る 主な税制改正の概要

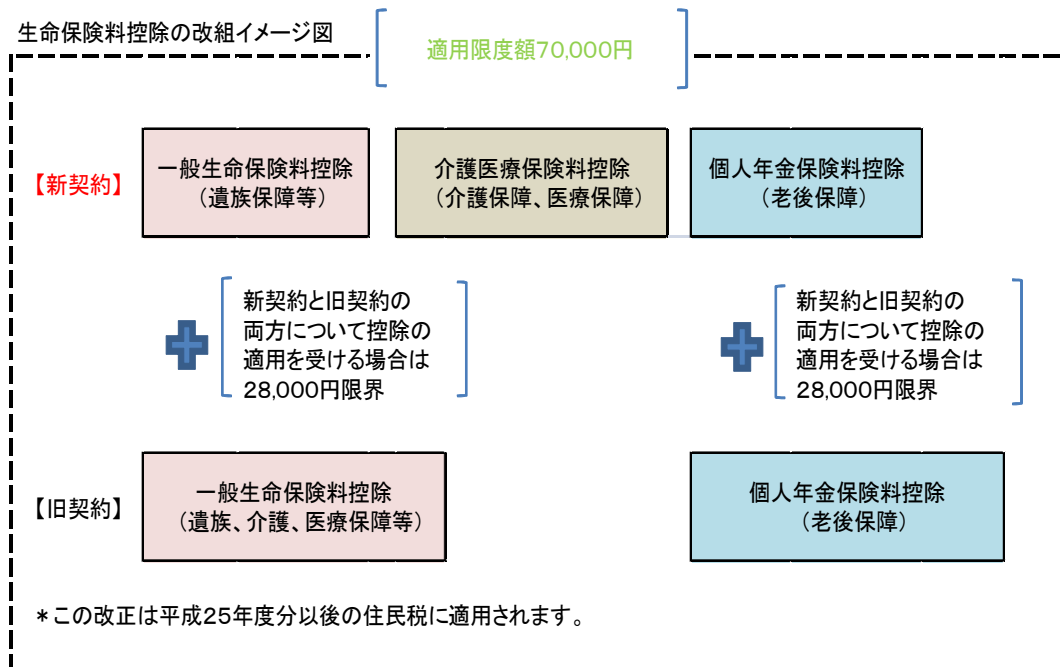
平成25年度(24 年分)以降の適用分

生命保険料控除制度改正について

現行の生命保険料控除は、「一般の生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の 2 種類に分けられており、それぞれ適用限度額が35,000円ずつ(合計適用限度額は70,000円)となっていますが、平成 25 年度(平成 24 年 1 月 1 日以後締結分の生命保険契約等から適用)より「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」に併せて「介護医療保険料控除」(介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除)の 3 種類に分けられます。適用限度額はそれぞれ28,000円で合計適用限度額は70,000円になります。その概要を下記のとおりご案内いたします。

1.介護医療保険料控除の創設

生命保険料控除制度については、平成 24 年 1 月 1 日以降始期契約等より、従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、新たに「介護医療保険料控除」が創設されました。



2.新制度の適用控除額

新制度における住民税の控除額は以下のとおりです。

住民税の生命保険料控除

旧制度（一般・年金それぞれに適用）		新制度（一般・介護医療・年金それぞれに適用）	
控除対象保険料	控除額(年間)	控除対象保険料	控除額(年間)
15,000円以下	保険料の全額	12,000円以下	保険料の全額
15,000円超40,000円以下	保険料の1/2+7,500円	12,000円超32,000円以下	保険料の1/2+6,000円
40,000円超70,000円以下	保険料の1/4+17,500円	32,000円超56,000円以下	保険料の1/4+14,000円
70,000円超	一律 35,000円	56,000円超	一律 28,000円

※一般・年金あわせて控除限度額70,000円

※一般・介護医療・年金あわせて控除限度額70,000円

3.新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次の1および2の金額の合計額(上限28,000円)になります。

1. 新契約の支払保険料については、上記(右表)により計算した金額
2. 旧契約の支払保険料については、上記(左表)(従前の計算式)により計算した金額。

なお、全体の控除限度額は**住民税 70,000円**となります。

この時注意したいのが、同種の保険料控除内で合算して適用する場合、上限額が新制度に合わせて適用される事です。

つまり、旧制度でそのまま適用すれば35,000円の控除が受けられるのに、新制度と旧制度を適用した場合は上限が28,000円に下がってしまうわけです。

この辺り分かりにくい点ですから具体的に計算してみましょう。

<住民税保険料控除額試算>※控除額は上記試算表使用

旧制度の契約:終身保険(一般生命保険料) 年間保険料 60,000円

新制度の契約:定期保険(一般生命保険料) 年間保険料 10,000円

① 旧制度のみで控除適用: $60,000円 \div 4 + 17,500円 = 32,500円$

② 新制度と旧制度を合算適用

$$60,000円 \div 4 + 17,500円 = 32,500円 \cdots A \quad 10,000円(保険料全額) \cdots B$$

$$A+B=42,500円(ただし上限28,000円) \rightarrow 28,000円$$

$$\text{旧制度のみと合算との控除額差: } 28,000円 - 32,500円 = -4,500円$$

このように、旧制度と新制度を合算して控除を申請した場合、従前額よりも減少してしまう事があります。

そのボーダーラインは**旧制度の年間保険料 42,000円**です。

42,000円という事は、上記(左表)(従前の計算式)より控除額が28,000円となるラインになります。

つまり、旧制度の控除額が28,000円以上になるのならそのまま旧制度として適用、28,000円未満であれば旧制度と新制度を合算して適用する選択が良い事になります。